第三の一を次のように改める。

一　基本理念

我が国では、生活環境の変化及び高齢化の進展に伴い、疾病に占める生活習慣病の割合が増加しているが、警察職員においても、在職中死亡者のうち悪性新生物、心疾患及び脳血管疾患を原因とする者が約六割を占めており、警察官のうちＢＭＩ（体重（キログラム）を身長（メートル）の二乗で除して得た数値をいう。）が二十五以上の肥満者が約四割であるなど、生活習慣病対策を重点的に推進すべき状況に直面している。

このため、組合においても、従来の疾病対策の中心であった二次予防（健康診査等による疾病の早期発見及び早期治療をいう。）や三次予防（疾病が発症した後、必要な治療を受け、機能の維持及び回復を図ることをいう。）に加え、一次予防（生活習慣を改善して健康を増進し、生活習慣病等の発病を予防することをいう。）を重視し、生活習慣病の改善に向けた働きかけを重点的に行うとともに、小児期からの健康な生活習慣づくりにも配慮する必要がある。その際、生活習慣病は、明確な自覚症状が無いまま悪化することが多いため、組合員等が自己の生活習慣の問題点を認識し、その改善に継続的に取り組めるよう、組合が支援していくことが必要である。

また、近年、診療報酬明細書の電子化の進展等により、健康や医療に関する情報を活用して組合員等の健康課題の分析や保健事業の評価等を行うための基盤の整備が進んでいる。これらの動向を踏まえ、組合は、保健事業の効果的かつ効率的な推進を図るため、健康診査の結果、診療報酬明細書から得られる情報、各種保険医療統計資料その他の健康や医療に関する情報を活用して、ＰＤＣＡサイクル（事業を継続的に改善するため、Ｐｌａｎ（計画）―Ｄｏ（実施）―Ｃｈｅｃｋ（評価）―Ａｃｔ（改善）の段階を繰り返すことをいう。）に沿った事業実施に努めるとともに、その事業の実施に当たっては、費用対効果の観点も考慮した上で実施することが必要である。

本指針においては、健康の保持増進及び疾病予防について、組合が各組合員等の特性を踏まえた保健事業を積極的に展開することにより、組合員等の自主的な取組を支援し、もって組合員等の生活の質の維持及び向上を実現することを基本理念とする。

○金融庁告示第二十八号

金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第四十五号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、銀行法施行令第五条の二第二項第一号に規定する金融機関等を定める件（平成十年大蔵省告示第二百二十号）等の一部を次のように改正し、同法の施行の日（平成二十六年四月一日）から適用する。

平成二十六年三月三十一日　　金融庁長官　畑中龍太郎

（銀行法施行令第五条の二第二項第一号に規定する金融機関等を定める件の一部改正）

第一条　銀行法施行令第五条の二第二項第一号に規定する金融機関等を定める件の一部を次のように改正する。

第一条中「第五条の二第二項第一号」を「第五条の二第二項第二号」に改める。

第二条及び第三条を削る。

第四条中「規則」を「銀行法施行規則（以下「規則」という。）」に改め、同条第四号中「法」を「銀行法（以下「法」という。）」に改め、同条を第二条とする。

第五条第一項中「規則第三十一条第一号」を「令第十三条第一項第二号」に改め、同条第二項を次のように改める。

２　令第十三条第一項第十号に規定する金融庁長官が適当と認める資産は、次に掲げる資産とする。

一　債券の売戻条件付売買（金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）第百十条第一項第二号ロに規定する売戻条件付売買をいう。）又は現金担保付有価証券借入（現金を担保として行う有価証券の借入れをいう。）について、国内に住所又は居所を有する者（外国銀行支店（法第四十七条第二項に規定する外国銀行支店をいう。）に係る令第十二条の二に規定する特殊の関係のある者（同条第一号から第五号までに掲げる者に限る。）を除く。）に対する受渡代金に相当する額の債権又は差入担保金

二　国内に住所又は居所を有する者に対する貸付金であって、政府、銀行又は長期信用銀行が保証しているもの

三　規則別紙様式第四号（特定取引勘定届出外国銀行支店にあっては、規則別紙様式第四号の二）中の貸借対照表の土地勘定及び建物勘定に計上されるもの（国内に所在するものに限る。）

第五条を第三条とし、第六条を第四条とする。

（銀行法第十六条の二第四項等の規定に基づき、従属業務を営む会社が主として銀行若しくは銀行持株会社又はそれらの子会社その他これらに類する者のために従属業務を営んでいるかどうかの基準を定める件の一部改正）

第二条　銀行法第十六条の二第四項等の規定に基づき、従属業務を営む会社が主として銀行若しくは銀行持株会社又はそれらの子会社その他これらに類する者のために従属業務を営んでいるかどうかの基準を定める件（平成十四年金融庁告示第三十四号）の一部を次のように改正する。

第六条中「第十六条の二第四項」を「第十六条の二第七項」に改める。

第十一条中「第五十二条の二十三第三項」を「第五十二条の二十三第六項」に改める。

（銀行法施行令第十七条の二第一項から第三項までの規定を適用しない金融庁長官の権限等を定める件の一部改正）

第三条　銀行法施行令第十七条の二第一項から第三項までの規定を適用しない金融庁長官の権限等を定める件（平成十四年金融庁告示第三十五号）の一部を次のように改正する。

第一条の表一の項権限の欄中「第四十七条の二」を「第四十七条の三」に改める。

（銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部改正）

第四条　銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項及び第八条第八項第一号ハ中「又は第十三号」を「、第十三号又は第十四号」に改める。

（銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第二十号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「又は第十二号」を「、第十二号又は第十三号」に改める。

第八条第八項第一号ハ中「若しくは第十二号」を「、第十二号若しくは第十三号」に改める。

（長期信用銀行法施行令第二条に規定する剰余金及び引当金等を定める件の一部改正）

第五条　銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第二十号）の一部を次のように改正する。

（銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部改正）

第六条　長期信用銀行法施行令第二条に規定する剰余金及び引当金等を定める件（平成十年大蔵省告示第二百二十二号）の一部を次のように改正する。

第一条の二中「第五条の二第二項第一号」を「第五条の二第二項第二号」に改める。

（長期信用銀行法第十三条の二第六項等の規定に基づき、従属業務を営む会社が主として長期信用銀行若しくは長期信用銀行持株会社又はそれらの子会社その他これらに類する者のために従属業務を営んでいるかどうかの基準を定める件の一部改正）

第七条　長期信用銀行法第十三条の二第六項等の規定に基づき、従属業務を営む会社が主として長期信用銀行若しくは長期信用銀行持株会社又はそれらの子会社その他これらに類する者のために従属業務を営んでいるかどうかの基準を定める件（平成十四年金融庁告示第三十六号）の一部を次のように改正する。

第六条中「第十三条の二第六項」を「第十三条の二第九項」に改める。

第十一条中「第十六条の四第三項」を「第十六条の四第六項」に改める。